

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月24日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 124,960,946円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,634株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成25年5月24日（金）開催の取締役会において決議されておりますが、本有価証券届出書の効力が発生すること、及び、平成25年6月26日（水）開催予定の定時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案が特別決議により承認されることを条件としております。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	7,634株	124,960,946	62,484,290
一般募集			
計（総発行株式）	7,634株	124,960,946	62,484,290

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
16,369	8,185	1株	平成25年6月27日（木）		平成25年6月28日（金）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込の方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
コムシード株式会社 経営管理部	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 上野支店	東京都台東区上野五丁目25番11号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
124,960,946	4,960,946	120,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等開示書類作成費用、アドバイザー報酬等及び登記費用等の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
「グリパチ」向けアプリの開発費	30,000,000円	平成25年7月～12月
スマートフォン向けアプリの開発費	10,000,000円	平成25年7月～9月
新規事業の開発費等	30,000,000円	平成25年7月～平成26年3月
金融機関の借入金返済	50,000,000円	平成25年9月

上記の差引手取概算額120,000,000円につきましては、「グリパチ」(1)向けアプリの開発費に30,000,000円を平成25年7月から12月までの時期に、スマートフォン向けアプリの開発費(2)に10,000,000円を平成25年7月から9月までの時期に充当する予定であります。また、新規事業として開始するクロスプロモーション事業(3)およびコンテンツプロバイダー事業(4)に30,000,000円を平成25年7月から平成26年3月までの時期に、残額50,000,000円につきましては、平成25年9月に金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

(1) 「グリパチ」とは、グリー株式会社が運営する「GREE」において、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼動しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。このため、ユーザー数の拡大には人気の実機シミュレーターをタイムリーにラインナップする開発費が必要となります。

(2) 「スマートフォン向けアプリの開発費」とは、iOS搭載スマートフォン、Android OS搭載スマートフォン、Google Playに向けて、新規のパチンコ・パチスロアプリを提供するための開発費です。

(3) 「クロスプロモーション事業」とは、他社のアプリケーションを当社のブランドでサービスし、当社の利用者向けにプロモーションを行うことで収益の拡大を図る事業です。

(4) 「コンテンツプロバイダー事業」とは海外の優良コンテンツを発掘し、国内のニーズに合わせた仕様変更によりソーシャルサービス向けにサービスを展開するとともに、日本の豊富なソーシャル向けコンテンツについても海外でのサービスを展開することで、収益の拡大を図る事業です。

当社は、携帯電話及びスマートフォン並びにパソコンのインターネットを通じて、ユーザーやパチンコ・パチスロホールに対しコンテンツの提供や情報の配信を行う、モバイル事業が主力事業となっております。

モバイル事業においては、スマートフォン市場が急速に成長する一方で、従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が同時並行的に進行しており、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。事業モデルにおいても「iモード」に代表される月額利用料収入を中心としたものから、スマートフォン向けのソーシャルゲームでは、ゲームコンテンツ自体は原則無料で提供し、これに付随するいわゆるアイテム等のオプション商品の購入などによる別途利用に応じた従量課金へと変化してきております。

これらの市場・事業環境の変化により、当社の事業モデルあるいは業績は大きく影響を受け、事業モデルについては、既にソーシャルゲームあるいはスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、これらの企画開発に注力しております。

当社は、平成24年4月よりグリー株式会社が運営・展開するモバイルゲームサイト「GREE」において、フィーチャーフォン向けソーシャルゲーム「グリパチ」の全キャリア対応が完了し、展開市場を拡げてまいりましたが、平成24年10月より新たにスマートフォン版「グリパチ」サービス展開を開始し、事業モデルについてもスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、さらなるユーザー獲得の強化を図ってまいりました。

しかしながら、スマートフォン向けアプリの開発費は、従来のフィーチャーフォン向けゲームの開発費に比べ、開発費の負担が非常に重いこと、また、スマートフォン版「グリパチ」およびその他フィーチャーフォン向けアプリにおいて、一定数の利用者を獲得するまでは、先行投資的な支出が続き、手元流動性の低下が見込まれます。

なお、「グリパチ」向けアプリの開発費の予定時期は、平成25年12月までを予定しておりますが、ソーシャルゲーム「グリパチ」はパチンコ・パチスロ機種の人気タイトルをタイムリーにラインナップをすることで、ユーザー獲得の強化と早期の収益（マネタイズ）化が見込まれることから、コンテンツの獲得状況等により時期が変更になる場合があります。

また、新規事業として開始するクロスプロモーション事業およびコンテンツプロバイダー事業につきましても、優良なコンテンツ確保のための契約金および最低保証額（ミニマムギャランティー）等が先行して支出されるため、契約時から売上金回収までの期間においての手元流動性の低下が見込まれます。

当社は、本第三者割当増資により資金を確保することで、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、当社の収益基盤となるスマートフォン版「グリパチ」の事業活動を安定的に行うとともに、この事業拡大による会員資産を活用したスマートフォン向けコンテンツビジネスのクロスプロモーション戦略およびのコンテンツプロバイダー事業の展開を図る所存であります。このように、財務状況を改善し、事業戦略を着実に推進することで、結果として当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと考えられるため、当社が計画する資金使途は合理性にかなうものと判断しております。

また、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理をしております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要		
名称	株式会社サイカン	
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 角田 俊久	
資本金	2,300百万円	
事業の内容	オンライン・ネットワークを利用したゲームの企画、開発、サービスの提供	
主たる出資者及びその出資比率	Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国)	95.65%
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株式を20,572株（所有議決権比率55.10%）保有する当社筆頭株主であります。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要		
名称	株式会社応援団	
本店の所在地	東京都世田谷区桜二丁目1番11号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 高橋 正	
資本金	10百万円	
事業の内容	パチンコのコンテンツ作成、企画、プロデュース	
主たる出資者及びその出資比率	高橋 正	100.00%
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
	割当予定先が保有している当社の株式の数	
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

a．割当予定先の概要	
名称	オズミックコーポレーション株式会社
本店の所在地	茨城県つくば市古来1459番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 榊原 慎吾、山口 征浩
資本金	10百万円
事業の内容	映画プロモーション、システム受託開発
主たる出資者及びその出資比率	山口 征浩 60.00% 榊原 慎吾 30.00%
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
	割当予定先が保有している当社の株式の数
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要	
名称	ネクストイノベーション株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 山下 大介
資本金	10百万円
事業の内容	経営コンサルタント
主たる出資者及びその出資比率	山下 大介 100.00%
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
	割当予定先が保有している当社の株式の数
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年5月24日現在におけるものです。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成24年4月よりグリー株式会社が展開する「GREE」で、フィーチャーフォン向けソーシャルゲーム「グリパチ」の全キャリア対応が完了し、展開市場を拡げてまいりましたが、平成24年10月より新たにスマートフォン版「グリパチ」を展開し、事業モデルについてもスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化しております。

また、今後もモバイル事業においては、スマートフォン市場の成長が見込めることから、事業モデルについてもスマートフォン版「グリパチ」の事業拡大とともに、この会員資産を活用したスマートフォン向けコンテンツビジネスのクロスプロモーション戦略の展開を考えております。そのためには、十分な投資資金を確保するとともに、当社の財務体質を強化するための新たな資金調達が必要となっております。

このような状況から、当社は、本第三者割当増資による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける事業会社や、今後の事業展開における重要なビジネスパートナーとして関係の強化と事業シナジーが期待できる事業会社を割当予定先として選定いたしました。

### 株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社につきましては、平成25年3月31日現在当社株式を20,572株（所有議決権比率55.10%）保有する当社筆頭株主であり、当社の直接的な親会社として同社の親会社となるCykan Holdings Co., Ltd.（韓国）とともに、日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対する支援を表明されております。当社はスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化する上で、Cykan Holdings Co., Ltd.（韓国）がオンラインゲームで培った海外におけるゲームコンテンツの企画及び開発力により、海外版権とのクロスプロモーションによる事業シナジーが見込め、他社との差別化を図ることで当社競争力の強化につながるものと考えております。

### 株式会社応援団

割当予定先の応援団社につきましては、当社との間でコンサルティング契約を締結しております株式会社Space-Market（住所：東京都千代田区外神田三丁目6番2号、代表者：代表取締役村上みか）より紹介を受けました。応援団社はパチンコホールサポート事業とパチンコホール向けノベルティ（景品や販促品）を企画立案・商品化して販売し、売上の一部をボランティア団体に寄付するという社会貢献を主軸にしたノベルティボランティア事業を行っております。秘密保持契約を締結の上、当社より当社の経営環境、事業戦略及び本第三者割当増資の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、さらに、当社としましては、パチンコホール向けASPサービス（有料店舗情報サービス）の営業体制の強化を図るとともに、同社が大手パチンコ機器メーカーとの取引があることで、同社代表取締役である高橋正氏の長年にわたるパチンコ業界で培った経験と人脈を活かした事業展開の支援による事業シナジーが見込め、有力なコンテンツの獲得を図ってゆくことは、当社の企業価値と株主価値の向上に繋がるものと考え、本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

### オズミックコーポレーション株式会社

割当予定先のオズミックコーポレーション社につきましては、当社との間でコンサルティング契約を締結しております株式会社SEMエージェンシー（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2番5号、代表者：代表取締役福田光造）より紹介を受けました。オズミックコーポレーション社はシステム受託開発事業と映画プロモーション事業を行っております。秘密保持契約を締結の上、当社より当社の経営環境、事業戦略及び本第三者割当増資の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、さらに、当社としましては、同社がプログマーケティングやSNS、アプリ開発などを利用して、幅広いジャンルの映画を宣伝告知する新しい映画プロモーションを行っていることから、映画とのタイアップによるソーシャルゲーム企画など事業シナジーが見込め、ユーザー獲得の強化を図ってゆくことは、当社の企業価値と株主価値の向上に繋がるものと考え、本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

### ネクストイノベーション株式会社

割当予定先のネクストイノベーション社につきましては、同社代表取締役である山下大介氏は、平成25年3月31日現在当社株式を1,850株（所有議決権比率4.96%）保有する当社第2位の株主であり、平成23年度以降当社に関心を持ち継続して当社株式を保有していただいている株主でもあります。今回の資金調達実施に当たり、当社は事業会社を割当予定先として検討していたところ、同社がIT関連企業に特化した経営コンサルタントを手がけていることや、山下大介氏がソーシャルゲーム業界における即戦力人材の育成を目的としたソーシャルゲームアカデミー株式会社の企業経営者であることから、当社から紹介者を介さず面談を申込み、代表取締役羽成正己が直接面談を行いました。秘密保持契約を締結の上、当社は改めて経営環境、事業戦略及び本第三者割当増資の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましては、今後事業シナジーのあるIT関連企業の紹介を受けることが見込め、事業スキーム構築の多様化を図ってゆくことは、当社の企業価値と株主価値の向上に繋がるものと考え、本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数
株式会社サイカン	普通株式 4,276株
株式会社応援団	普通株式 1,832株
オズミックコーポレーション株式会社	普通株式 916株
ネクストイノベーション株式会社	普通株式 610株

#### (4) 株券等の保有方針

##### 株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、当社の親会社として親子関係の継続を前提として割り当てを受けており、中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、サイカン社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を平成25年5月31日に締結することを合意しております。

##### 株式会社応援団

割当予定先の応援団社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、応援団社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を平成25年5月31日に締結することを合意しております。

##### オズミックコーポレーション株式会社

割当予定先のオズミックコーポレーション社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、オズミックコーポレーション社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を平成25年5月31日に締結することを合意しております。

##### ネクストイノベーション株式会社

割当予定先のネクストイノベーション社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、ネクストイノベーション社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を平成25年5月31日に締結することを合意しております。



(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、本第三者割当増資による新株式の払込みに要する資金について、当社との払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、サイカン社の直近の財務諸表(平成24年12月期決算)により現金・預金残高を把握したうえで、サイカン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。サイカン社は本第三者割当増資の払込みに必要な資金を株式会社サイカンホールディングス(注)から貸付金(グループ会社間の運転資金)の返済を原資とする必要な資金を準備しており、問題はないものと判断しております。

(注) サイカン社と同じく、Cykan Holdings Co., Ltd.(韓国)を親会社とするグループ会社であります。

株式会社応援団

割当予定先の応援団社とは、本第三者割当増資による新株式の払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、応援団社の直近の残高試算表(平成25年3月末)により現金・預金残高を把握したうえで、応援団社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社は預金通帳を入手して預金残高を確認し、応援団社は本第三者割当増資の払込みに必要な資金を自己資金1,500万円と株式会社SEMエージェンシー(注)の代表取締役である稲田光造氏よりの借入金1,500万円により必要な資金を準備しており、問題はないものと判断しております。

当社は稲田光造氏が応援団社に貸出す資金が、同氏の自己資金と同氏の父親より運用を委託されている資金であることや資金援助に余力があることを口頭にて確認しております。

なお、稲田光造氏からは、今回の資金援助に賛同し応援団社との親密化を図ることで、SEMエージェンシー社が応援団社からネット広告及びコンサルティング業務を受注することが見込め、SEMエージェンシー社にとって効果がある旨の説明を受けております。

(注) 本資金援助を通じて、SEMエージェンシー社より後述のオズミックコーポレーション株式会社の紹介を受けることになりました。

オズミックコーポレーション株式会社

割当予定先のオズミックコーポレーション社とは、本第三者割当増資による新株式の払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、オズミックコーポレーション社の直近の残高試算表(平成25年3月末)により現金・預金残高を把握したうえで、オズミックコーポレーション社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。オズミックコーポレーション社は本第三者割当増資の払込みに必要な資金を預託証拠金の払戻金を原資とする現金・預金残高1,000万円とオズミックコーポレーション社代表取締役榊原慎吾氏よりの借入金500万円により必要な資金を準備しており、問題はないものと判断しております。

ネクストイノベーション株式会社

割当予定先のネクストイノベーション社とは、本第三者割当増資による新株式の払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、ネクストイノベーション社の直近の財務諸表(平成24年11月期決算)により現金・預金残高を把握したうえで、ネクストイノベーション社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社は預金通帳を入手して預金残高を確認し、ネクストイノベーション社は本第三者割当増資の払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、非上場企業ではありますが、当社が名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力等に関する方針・行動基準を公表しており、同社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範を初めとする諸規定を遵守し、当社の上場維持に協力を表明していることから、サイカン社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

株式会社応援団

割当予定先の応援団社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社帝国データバンク（住所：東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者：代表取締役後藤信夫）の信用調査レポートの内容で得られた企業情報から公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（住所：東京都千代田区霞が関二丁目1番1号、代表者：理事長中村芳夫）に照会した結果、応援団社の役員及び主要株主並びに主要取引先が反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社ディー・クエスト（住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番、代表者：代表取締役脇坂太介）の反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。さらに、当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力等との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、当該割当予定先については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

なお、応援団社の紹介を受けた株式会社Space-Marketは、コンピューターソフトウェアの開発事業を営んでいる会社であり、当社は、平成25年2月1日に第三者割当増資の割当先候補の絞込み及び紹介にかかるコンサルティング契約を同社と結んでおります。当社は、今回の割当予定先の選定の過程で、同社についても前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査と同じ調査を実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

#### オズミックコーポレーション株式会社

割当予定先のオズミックコーポレーション社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社帝国データバンクの信用調査レポートの内容で得られた企業情報から公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に照会した結果、オズミックコーポレーション社の役員及び主要株主並びに主要取引先が反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社ディー・クエストの反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。さらに、当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力等との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、オズミックコーポレーション社については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

なお、オズミックコーポレーション社の紹介を受けた株式会社SEMエージェンシーは、インターネット広告の企画事業を営んでいる会社であり、当社は、平成25年2月21日に第三者割当増資の割当先候補の絞込み及び紹介にかかるコンサルティング契約を同社と結んでおります。当社は、今回の割当予定先の選定の過程で、同社についても前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査と同じ調査を実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

#### ネクストイノベーション株式会社

割当予定先のネクストイノベーション社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社帝国データバンクの信用調査レポートの内容で得られた企業情報から公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に照会した結果、ネクストイノベーション社の役員及び主要株主並びに主要取引先が反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社ディー・クエストの反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。さらに、当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力等との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、ネクストイノベーション社については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価額の算定根拠

発行価額につきましては、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社普通株式の本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年5月23日から過去6ヶ月間（平成24年11月24日から平成25年5月23日）の終値の単純平均値である1株16,369円（1円未満を四捨五入、以下終値平均の算出について同じ）といたしました。

当該発行価額につきましては、割当予定先と十分に協議し、当社の発行済株式数と本第三者割当増資により発行される新株式数、当社が平成24年3月期に赤字に転落したこと、また、株式市場における当社株式の流動性などの諸要因、当社の置かれている業界環境、そして以下に述べる最近の株価の動きを考慮して決定したものであります。

上記発行価額を採用いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社の平成25年初頭からの株価は、おおむね7,000円台後半で推移していたものの、突如3月19日に終値ベースで値幅がストップ高となり、その後5営業日連続でストップ高を記録、3月27日を除き、また3月28日以降6営業日連続でストップ高を記録、4月4日には64,000円となりました。しかし、4月5日以降は一転下落し、その後は30,000円を越える水準で推移し、5月以降は30,000円をやや下回る水準で推移しております。

このような株価の推移については、株式市場で記録された株価ではあるものの、当社において何か重要事実として公表するような事象がないにも関わらず、ほぼ11日間の連続ストップ高を記録したことについては、通常の株価推移の結果とは言い難いのではないかと判断いたします。

このため、当社は、日本証券業協会の第三者割当増資の取扱いに関する指針1.(1)の但し書き「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」に準拠し、発行価格を決定することが合理的であると判断したからであります。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値は24,190円（発行価額との乖離率 32.33%）、当該直前営業日までの1ヶ月間（平成25年4月24日～5月23日）の終値平均は28,042円（同 41.63%）、当該直前営業日までの3ヶ月間（平成25年2月24日～5月23日）の終値平均は24,500円（同 33.19%）となっております。

また、平成25年5月10日に開示しました「平成25年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」のとおり、平成25年3月期末における1株当たり純資産は4,637円45銭となる見込であり、現在の株価推移は当社の適正な企業価値を必ずしも適切に反映した株価とはいえない可能性があります。上記の理由から、当該発行価額は、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しておりますが、当該発行価格が取締役会決議日の直前営業日の終値を10%以上下回る価格であることから、株主総会における株主の意思確認の процедуруを実施したいと考えております。

従いまして、当社は、平成25年6月26日開催予定の定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に当社普通株式1株あたりの発行価格を16,369円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

### (2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により、新たに発行する株式数は普通株式7,634株であり、平成25年5月24日現在の当社発行済株式総数37,500株で計算した希薄化率は20.4%であることから、大規模な第三者割当増資には該当いたしません。

しかしながら、上述のとおり本第三者割当増資の発行価格が取締役会決議日の直前営業日の終値を10%以上下回る価格であること、また相当程度の希薄化が生じていること、かつ割当予定先の株式会社サイカンが親会社であることから支配株主との重要な取引に該当します。

このため、当社は当社および本第三者割当増資における割当予定先から独立した者からの本第三者割当増資等についての意見聴取のため、当社の社外監査役で名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である島根伸治氏（公認会計士）及び社外監査役の岡本光樹氏（弁護士）の2名により構成される第三者委員会を組成し、第三者委員会に対して、当社をとりまく経営環境、現状における経営成績、財務状況、経営課題とその課題解決のための事業戦略及びこの事業戦略のために必要な資金、調達方法、調達資金の使途、第三者割当予定先の選定理由、増資後の大株主及び持株比率の変化と既存株主への影響、その他必要と思われる事項について説明を行い、本第三者割当増資に関する必要性および相当性の意見を求めました。第三者委員会からは、当社が提出した資料を基に当社代表取締役を含む役員にヒアリングし、検証分析の後、慎重に審議を行い、その結果、本第三者割当増資には、必要性および相当性が認められる旨の意見を頂戴しております。なお、当社が第三者委員会より平成25年5月24日付けで入手した本第三者割当増資に関する意見の概要については、(3) 第三者割当増資の必要性「第三者委員会意見書」の概要をご覧ください。

また、当社といたしましても、本第三者割当増資による資金調達で、事業強化と経営安定化に確実に寄与し、将来的な業績の拡大を実現し、ひいては企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますので、既存株主の利益に繋がると判断しております。これらを勘案したとき、本第三者割当増資による発行価格及び発行数量と株式の希薄化は、合理的な範囲であるものと判断しております。

### (3) 第三者割当増資の必要性

当社は、平成3年12月に海外ゲームの国内販売を目的に設立されたマイクロワールド株式会社を母体としておりますが、平成5年に事業活動を休止しております。その後、平成12年にパチンコクラブ・ドットコム株式会社に商号変更し、翌13年より株式会社日本テレネットが行っていた携帯電話向けコンテンツ配信サービス事業を引き継ぎ、事業活動を再開いたしております。現在、「より楽しく、より快適に、コミュニケーションの新たな種を蒔くコムシード」を企業理念として、携帯電話向けにパチンコ、パチスロゲームおよびパチンコに関連する情報提供事業を行っております。

当社が事業を展開している情報通信関連市場では、近年、市場環境が急激に変化を遂げており、海外メーカーの日本市場への参入拡大に加え、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及により、技術的な革新はもとより、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等に対応することが求められております。

現在の国内における携帯電話コンテンツ市場は、iPhone等スマートフォンの急速な普及が進む中、SNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大を続けております。当社においてもスマートフォン、ソーシャルゲーム向けのコンテンツ開発に軸足を移しており、昨年1月からは事業提携先のグリー株式会社が運営する「GREE」で展開中のソーシャルゲーム「グリパチ」サービスの提供を開始しております。

当社をとりまく事業環境において、スマートフォン市場の成長は著しく、この市場の変化は当初想定していた事業計画のスピードを上回るものがあります。またそれに伴い当社の主たる事業モデルにおいても「iモード」に代表される月額利用料収入を中心としたものから、スマートフォン向けのソーシャルゲームでは、ゲームコンテンツ自体は原則無料で提供し、これに付随するいわゆるアイテム等のオプション商品の購入などによる別途利用に応じた従量課金へと変化してきております。同時に、従来型のフィーチャーフォン向けコンテンツ提供サービスにおいて、平成24年3月期に主力であったパチスロメーカーとの契約期間満了によるサービスの終了やスマートフォンの急激な急増による既存携帯公式サイト会員数の急減により、収益の減少に直面しており、平成25年3月期第2四半期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、平成25年5月10日に開示しました「平成25年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」のとおり、平成25年3月期末においても295,505千円の営業損失となる見込であります。

このような状況を踏まえ、当社は収益面については、事業モデルをソーシャルゲームおよびスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、経営資源を集中させ、さらなるユーザー獲得の強化を図っております。

しかしながら、スマートフォン向けアプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、手元流動性が低下しており、純資産についても平成25年3月期末現在で173,134千円と前期から大幅に減少する見込であります。

このため、平成25年2月8日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で開示しましたとおり、採算効率の悪い事業の固定資産の売却や希望退職の実施等により徹底したコスト削減を実施してまいりましたが、当社の財務状況に照らしても早急に、株主、債権者、取引先等ステークホルダーの皆様の当社に対する信用を回復することが、当社の企業価値の保全に極めて重要な状況にあることから、本第三者割当増資を速やかに行い、この資金調達により財務基盤を確保し、成長に向けた投資を行うことで、収益力の拡大と信用力の回復を早急に実現することが必要であると判断いたしました。

また、当社は、平成26年3月期から新規事業としてクロスプロモーション事業およびコンテンツプロバイダー事業を開始する計画であります。当社は、これらの新規事業を推進することで収益の拡大を図っていきたくと考えておりますが、これらの事業におきましては、優良なコンテンツ確保のための契約金および最低保証額（ミニマムギャランティー）等が先行して支出されるため、契約時から売上金回収までの期間においての手元流動性の低下が見込まれます。

当社としましては、収益面と財務面において改善施策に取り組んでおりますが、本第三者割当増資により調達した資金により、これらの事業への成長投資を行うことが可能となることで、当社の事業戦略を円滑に推進することができ、当社の競争力と収益力の向上が図れるものと考えております。

当社は、この第三者割当増資に関する審議結果として「第三者委員会意見書」平成25年5月24日に受領いたしました。その大要は以下のとおりであります。

#### 「第三者委員会意見書」の大要

#### 記

##### 1. 資金調達の目的及び理由について

本委員会の調査の結果、コムシード役職員より、以下のような概要説明を受けた。また、調査の結果、かかる説明は、コムシードの財務資料とも符合する内容であることを確認した。

コムシードをとりまく事業環境は、スマートフォン市場の成長が著しいことにより急変している。その結果、コムシードにおいては従来型のフィーチャーフォン向けのコンテンツ提供事業で、主力であったパチスロメーカーとの契約期間満了によるサービスの終了や既存携帯公式サイト会員数の急減により、2事業年度連続の営業赤字が見込まれるなど収益の減少に直面している。このような状況を踏まえ、ソーシャルゲームおよびスマートフォン向けコンテンツビジネスへと事業モデルのシフトを図った上で、経営資源を集中させ、さらなるユーザー獲得の強化を図っている。本第三者割当増資による資金調達は、こうした事業モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のためのものである。仮に資金調達が行われなければ、手元資金が枯渇して事業運営に支障をきたす恐れがあり、キャッシュ・フローを改善することが事業戦略の推進には必要不可欠である。財務状況の悪化による上場廃止基準抵触のリスクや信用不安等のリスクを回避し、これらを払拭するための資金が必要と判断している。具体的には、調達資金をスマートフォン向けアプリの開発等と金融機関の借入金返済のための資金に充当することを目的としている。

〔本委員会の意見〕

上記説明を前提として判断するに、コムシードは、資金調達が行われなければ、キャッシュ・フローが枯渇して事業運営に支障をきたす恐れが認められ、本第三者割当増資による調達資金は、投資資金と手元資金の確保を目的としており、事業運営上の必要性及び相当性が認められる。

## 2．資金調達方法について

本委員会の調査の結果、コムシード役職員によれば、借入等、公募増資、株主割当増資等の第三者割当増資以外の手段と比較し、株式の流動性、資金調達の確実性及びオフリング準備期間等を考量のうえ決定しており、第三者割当増資による資金調達が最善であるとの説明を受けた。

〔本委員会の意見〕

借入等、公募増資、株主割当増資等の第三者割当増資以外の手段と比較しても、本第三者割当増資による資金調達は、合理的であると認められる。

## 3．割当先の選定について

〔本委員会の意見〕

本委員会の調査の結果、コムシード役職員は、今回の割当先の財務状況、属性等に問題がないことを調査して選定していることを確認した。また、事業面でのシナジー効果やアライアンス面でのメリットも考慮されており、本委員会の意見としても、本第三者割当増資の割当先に選定したことは必要性及び相当性が認められる。

## 4．発行価額について

〔本委員会の意見〕

本委員会の調査の結果、コムシードの平成25年初からの株価は、おおむね7,000円台後半で推移していたものの、3月19日に9,280円のストップ高を記録した後、5営業日連続でストップ高を記録している。また、3月28日以降6営業日連続でもストップ高を記録し、4月4日には64,000円となった。それ以降は一転して下落し、その後は30,000円台を経て20,000円台後半で推移している。特に、最初のストップ高を記録した3月19日から11日間にわたり、ほぼ連続してストップ高を記録したことは、3月28日付で「取締役の辞任に関するお知らせ」以外に重要事実として公表した事象がない中では株価形成の健全性に疑問の余地がないわけではない。

こうした株価推移を踏まえたうえで、コムシードが日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の日から6か月さかのぼった日から当該決議の前日までの平均価額を採用すると判断したことに合理性はあるものと認める。なお、本第三者割当増資は、平成25年6月26日に開催予定の定時株主総会において特別決議による承認を条件としていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に抵触しないもの判断する。

## 5．発行株数及び希薄化の規模その他発行条件について

コムシードは前事業年度（平成24年3月期）において営業損失43百万円、当期純損失87百万円を計上し、また、当事業年度（平成25年3月期）においても営業損失295百万円、当期純損失348百万円を見込んでおり、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスである。

〔本委員会の意見〕

現状の財務状況を鑑みれば、上場廃止基準に抵触する可能性も相当程度存在することから、株式の希薄化よりも上場維持を優先するほうが株主の利益に資するものと考えられる。また、上述のように事業モデルを転換し、ユーザー獲得を強化して収益を拡大するための必要資金と併せて1億2千万円程度の資金が必要と判断していることは、資金計画から見て合理的な規模と認められる。こうした必要資金を確保することは、業績改善の早期実現の可能性を高めるものであり、これにより企業価値・株主価値の向上が見込まれると考える。従って、本第三者割当増資により、既存株主が保有している株式の経済的価値は必ずしも毀損するものではなく、発行株数及び希薄化の規模その他の発行条件は必要性及び相当性が認められる。

## 6．支配株主との重要な取引について

〔本委員会の意見〕

本第三者割当増資は、平成25年6月26日に開催予定の定時株主総会において特別決議による承認を条件としていることから、本委員会は企業行動規範における「支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等」に抵触するものではないものと思料する。

当社は、以上のとおり第三者委員会から頂戴した意見を基に、慎重に協議し検討を重ねた結果、本日開催の取締役会において、本第三者割当増資を決議いたしました。

なお、本第三者割当増資による新株式の発行は、平成25年6月26日開催予定の定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件としており、当該特別決議が可決されない場合には、本第三者割当増資は実行されません。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により増加する株式数は7,634株であり、これは現在の当社発行済株式数37,500株（総議決権数37,334個）に対し20.4%の割合（総議決権に対する割合20.4%）であります。よって、希薄化率は25%未満であるとともに、支配株主の異動を伴うものでもないため、該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社サイカン	東京都千代田区神田駿河台 三丁目2番地	20,572	55.10%	24,848	55.26%
山下 大介	東京都渋谷区	1,850	4.96%	1,850	4.11%
株式会社応援団	東京都世田谷区桜二丁目1 番11号			1,832	4.07%
ピーエヌピー パリバセ キュリティーズ サービス パリス ジャスデック ノー トリーティ (常任代理人香港上海銀行 東京支店)	3 RUE D'ANTIN 75002 PARIS FRANCE  (東京都中央区日本橋3丁 目11番地1号)	1,503	4.03%	1,503	3.34%
オズミックコーポレーショ ン株式会社	茨城県つくば市古来1459番 3号			916	2.04%
ネクストイノベーション株 式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1 号			610	1.36%
羽成 正己	東京都板橋区	607	1.63%	607	1.35%
コムシード従業員持株会	東京都千代田区神田駿河台 三丁目2番地	552	1.48%	552	1.23%
中矢 一二	滋賀県大津市	348	0.93%	348	0.77%
岩本 種司	和歌山県和歌山市	303	0.81%	303	0.67%
計		25,735	68.93%	33,369	74.21%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の株主名簿に基づき記載してお  
ります。

2. 上記のほか、平成25年3月31日現在166株を自己株式として所有しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の総議決権数(37,334個)に、本件第  
三者割当増資後の議決権数7,634個を加えて算出した数値であります。

4. 今回の割当予定先及び新株式発行前からの株主の、総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成25年  
3月31日現在より保有株式数に変更が無いとの前提で計算したものであります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の提出日（平成25年5月24日）までの間において以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（追加事項）

#### （13）グローバル展開について

当社は、収益基盤の拡大に向け、海外の優良コンテンツを発掘し、国内のニーズに合わせた仕様変更によりソーシャルサービス向けにサービスを展開するとともに、日本の豊富なソーシャル向けコンテンツについても海外でのサービスを展開するコンテンツプロバイダー事業を推進しております。しかしながら、グローバルに事業展開を行っていく上で、事業計画が予定通りに進捗しない場合や、各国の法令、規制、政治情勢、為替等の潜在的なリスクに対応できず事業の推進が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第21期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日（平成25年5月24日）までの間において、以下のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

（平成24年6月27日提出臨時報告書）

#### 1．提出理由

平成24年6月27日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2．報告内容

##### （1）当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

##### （2）当該決議事項の内容

議案 取締役7名選任の件

坂入万弘、羽成正己、前島荘生、金正律、趙容峻、前川浩史及び沈宰範を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 坂入万弘の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）
議案 羽成正己の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）
議案 前島荘生の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）
議案 金正律の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）
議案 趙容峻の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）
議案 前川浩史の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）
議案 沈宰範の選任	20,572			（注）	可決 （55.1%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

（平成24年11月2日提出臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、平成24年11月2日開催の臨時取締役会において、代表取締役の異動を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 代表者の異動

氏名 （生年月日）	新役職名	旧役職名	所有株式数 （提出日現在）
羽成 正己 （昭和38年11月27日生）	代表取締役社長 C T O	専務取締役 C T O	587株
坂入 万弘 （昭和41年2月6日生）	取締役	代表取締役社長	188株

(2) 当該異動の年月日

平成24年11月2日

(3) 新代表者の略歴

昭和60年5月 株式会社日本テレネット入社

平成6年6月 マイクロワールド株式会社（現当社）非常勤取締役

平成7年6月 株式会社日本テレネット 常務取締役

平成13年4月 当社専務取締役 システム部長

平成15年5月 当社専務取締役 コンテンツサービス部長

平成19年4月 当社専務取締役 C T O 兼テクニカルセンター長

平成19年7月 当社専務取締役 C T O 総務人事部管掌兼テクニカルセンター管掌  
兼テクニカルセンター長

平成20年11月 当社専務取締役 C T O 経営管理部管掌

平成24年11月 当社代表取締役社長 C T O（現任）

### 3. 最近の業績の概要について

平成25年5月10日開催の取締役会において決議された第22期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

#### 財務諸表

##### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	319,200	83,021
売掛金	123,947	100,033
商品及び製品	7,954	8,080
原材料及び貯蔵品	7,246	5,155
前渡金	32,761	3,181
前払費用	38,109	13,426
繰延税金資産	21,324	-
未収消費税等	-	6,964
未収還付法人税等	16	3,195
その他	192	768
貸倒引当金	19	11
<b>流動資産合計</b>	<b>550,732</b>	<b>223,815</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	15,527	15,527
減価償却累計額	3,092	5,370
建物（純額）	12,435	10,156
工具、器具及び備品	46,006	45,771
減価償却累計額	18,942	30,794
工具、器具及び備品（純額）	27,063	14,976
リース資産	6,613	5,360
減価償却累計額	5,287	5,104
リース資産（純額）	1,326	255
<b>有形固定資産合計</b>	<b>40,825</b>	<b>25,388</b>
<b>無形固定資産</b>		
商標権	664	33
電話加入権	448	448
ソフトウエア	6,438	11,255
コンテンツ資産	22,388	13,722
<b>無形固定資産合計</b>	<b>29,939</b>	<b>25,459</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	25,082	50
長期前払費用	20,241	13,681
差入保証金	25,972	25,062
繰延税金資産	106	-
破産更生債権等	40,380	38,665
貸倒引当金	40,380	38,665
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>71,402</b>	<b>38,793</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>142,167</b>	<b>89,641</b>
<b>資産合計</b>	<b>692,900</b>	<b>313,456</b>

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,818	36,261
短期借入金	-	50,000
リース債務	1,097	179
未払金	20,582	11,016
未払費用	5,463	5,168
未払法人税等	3,101	1,129
未払消費税等	180	-
預り金	5,056	3,888
前受収益	46,475	-
その他	-	114
流動負債合計	137,775	107,759
固定負債		
リース債務	179	-
退職給付引当金	11,538	10,806
役員退職慰労引当金	19,329	19,329
長期預り保証金	2,427	2,427
固定負債合計	33,474	32,562
負債合計	171,249	140,322
純資産の部		
株主資本		
資本金	568,883	568,883
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	29,877	378,393
利益剰余金合計	29,877	378,393
自己株式	17,355	17,355
株主資本合計	521,650	173,134
純資産合計	521,650	173,134
負債純資産合計	692,900	313,456

## ( 2 ) 損益計算書

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 )	当事業年度 ( 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日 )
売上高	926,871	671,846
売上原価	566,797	556,687
売上総利益	360,073	115,158
販売費及び一般管理費	403,538	410,663
営業損失 ( )	43,464	295,505
営業外収益		
受取利息	108	39
業務受託料	-	4,285
貸倒引当金戻入額	-	1,715
その他	1	1
営業外収益合計	109	6,041
営業外費用		
支払利息	79	207
貸倒引当金繰入額	8,450	-
訴訟関連費用	3,430	-
営業外費用合計	11,959	207
経常損失 ( )	55,314	289,672
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1,344
特別利益合計	-	1,344
特別損失		
固定資産除却損	-	10
固定資産売却損	-	5,000
減損損失	12,036	29,901
早期割増退職金	-	2,894
本社移転費用	1,076	-
特別損失合計	13,112	37,806
税引前当期純損失 ( )	68,426	326,134
法人税、住民税及び事業税	2,290	950
法人税等調整額	17,215	21,430
法人税等合計	19,505	22,380
当期純損失 ( )	87,932	348,515

## (3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	568,883	568,883
当期末残高	568,883	568,883
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	58,054	29,877
当期変動額		
当期純損失( )	87,932	348,515
当期変動額合計	87,932	348,515
当期末残高	29,877	378,393
利益剰余金合計		
当期首残高	58,054	29,877
当期変動額		
当期純損失( )	87,932	348,515
当期変動額合計	87,932	348,515
当期末残高	29,877	378,393
自己株式		
当期首残高	17,355	17,355
当期末残高	17,355	17,355
株主資本合計		
当期首残高	609,582	521,650
当期変動額		
当期純損失( )	87,932	348,515
当期変動額合計	87,932	348,515
当期末残高	521,650	173,134
純資産合計		
当期首残高	609,582	521,650
当期変動額		
当期純損失( )	87,932	348,515
当期変動額合計	87,932	348,515
当期末残高	521,650	173,134

## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失( )	68,426	326,134
減価償却費	22,567	26,702
投資有価証券売却損益( は益)	-	1,344
固定資産売却損益( は益)	-	5,000
固定資産除却損	-	10
本社移転費用引当金の増減額( は減少)	6,900	-
減損損失	12,036	29,901
貸倒引当金の増減額( は減少)	8,439	8
退職給付引当金の増減額( は減少)	2,387	732
受取利息及び受取配当金	108	39
支払利息	79	207
売上債権の増減額( は増加)	138,523	23,913
たな卸資産の増減額( は増加)	2,043	1,964
仕入債務の増減額( は減少)	90,579	16,678
その他の流動資産の増減額( は増加)	18,241	11,703
前払費用の増減額( は増加)	31,675	16,387
長期未収入金の増減額( は増加)	300	-
長期前払費用の増減額( は増加)	4,876	4,484
その他の流動負債の増減額( は減少)	28,974	11,728
前受収益の増減額( は減少)	46,475	46,475
小計	21,704	282,864
利息及び配当金の受取額	108	39
利息の支払額	79	268
法人税等の支払額	947	2,284
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,623	285,378
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,238	-
無形固定資産の取得による支出	5,774	34,078
無形固定資産の売却による収入	-	8,000
投資有価証券の売却による収入	-	26,376
事業譲受による支出	26,000	-
出資金の回収による収入	100	-
敷金及び保証金の回収による収入	45,516	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,397	297
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	50,000
リース債務の返済による支出	2,458	1,097
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,458	48,902
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	27,479	236,178
現金及び現金同等物の期首残高	346,679	319,200
現金及び現金同等物の期末残高	319,200	83,021

## (5) 財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動

平均法により算定)

## 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

## 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

## (1) 商品及び製品

先入先出法

## (2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

## 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

## (2) 無形固定資産

## 定額法

## ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法によっております。

## コンテンツ資産

配信用に取得したコンテンツの著作権等については、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法によっております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産債権更生等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

当社は、給与制度の年俸制度移行により、平成21年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金支給規程に基づく自己都合による要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第2号)」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成18年6月27日開催の定時株主総会において、同制度の廃止に伴う打ち切り支給を行うことを決議しております。従いまして、廃止時における引当額は対象となる役員の退職まで据え置き、平成18年7月以降の新たな引当は行っておりません。



5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（貸借対照表関係）

前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収還付法人税等」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた208千円は、「未収還付法人税等」16千円、「その他」192千円として組み替えております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 1．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、情報サービスの事業内容に基づき包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従いまして、当社は、情報サービスの事業内容を基礎としたセグメントから構成されており、「モバイル事業」、「その他事業」の2つを報告セグメントに分類しております。

「モバイル事業」は、携帯電話用コンテンツやSNS向けコンテンツ等の開発・運営と、これらコンテンツに関連したユーザー向けサービスの運営を行っております。

「その他事業」は、「モバイル事業」の分類に属さないPC用オンラインゲームの運営を行っております。

## 2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	モバイル事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	919,237	7,633	926,871	-	926,871
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	919,237	7,633	926,871	-	926,871
セグメント利益又はセグメント損失( )	157,910	27,159	130,750	174,215	43,464
セグメント資産 (注) 3	284,655	15,100	299,756	393,143	692,900
その他の項目					
減価償却費	21,338	1,190	22,529	38	22,567
特別損失 (減損損失)	(12,036)	-	(12,036)	-	(12,036)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	40,656	7,142	47,799	214	48,013

(注) 1．調整額は、以下の通りであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 174,215千円は、主に管理部門に係る人件費及び経費であります。
- (2)セグメント資産の調整額393,143千円は、各セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券、差入保証金であります。
- (3)減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る減価償却費であります。
- (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る無形固定資産の増加額であります。

2．セグメント損益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3．セグメント負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	モバイル事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	649,857	21,988	671,846	-	671,846
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	649,857	21,988	671,846	-	671,846
セグメント利益又はセグメント損失( )	116,192	19,347	135,540	159,965	295,505
セグメント資産(注)3	194,287	-	194,287	119,169	313,456
その他の項目					
減価償却費	25,169	1,488	26,657	45	26,702
特別損失 (減損損失)	(23,373)	(6,527)	(29,901)	-	(29,901)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	41,278	-	41,278	-	41,278

(注)1. 調整額は、以下の通りであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 159,965千円は、主に管理部門に係る人件費及び経費であります。
  - (2)セグメント資産の調整額119,169千円は、各セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券、差入保証金であります。
  - (3)減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る減価償却費であります。
2. セグメント損益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。
  3. その他の事業であったPC用オンラインゲーム事業を、平成24年12月31日をもって終了いたしました。
  4. セグメント負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	13,972.53円	4,637.45円
1株当たり当期純損失金額( )	2,355.29円	9,335.07円

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純損失金額( )(千円)	87,932	348,515
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失金額( )(千円)	87,932	348,515
期中平均株式数(株)	37,334	37,334

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第22期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

コムシード株式会社  
取締役会御中

### 電 関 監 査 法 人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      森 内 茂 之 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      渡 邊 誠 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コムシード株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

コムシード株式会社

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 和夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシード株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、コムシード株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。